

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月21日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

1 業務名

甲府市立図書館電子書籍貸出システム調達・運用業務

2 事業の概要及び公募の目的

公共図書館として、より公共性と汎用性の高いサービスと読書バリアフリー法及び障害者差別解消法の趣旨を体现する具体的なツールをデジタル技術の活用により提供することが可能となることから、電子書籍の導入を行う。

本件は、電子書籍サービスの実施にあたり、事業の目的達成に向けて、最適な能力を発揮できる最適な受注者を選定するため、公募によるプロポーザルを行う。

3 業務内容

電子書籍貸出システム（以下「システム」という。）に係る業務は次のとおりとする。

(1) システムの構築及び運用

(2) システムの利用及び運用に係る支援

(3) 地域資料等、独自資料のシステム登録及び支援

(4) 発注者が選書に必要な電子書籍情報の提供。なお、システムで利用対象者に提供できる電子書籍に係るライセンスの取得については、別途行う。

(5) その他本業務の目的達成に必要な業務

#### 4 参加資格要件

(1) プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

ウ 公告の日から契約の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」又は「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

エ 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 円滑・迅速に業務を遂行できる体制を有し、公告の日以前5年間に、地方公共団体等の図書館施設において本件業務と同種並びに同規模以上の契約実績があること。

キ 租税を完納していること。

(2) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が参加表明書を受理した日から、提案事業者と契約を締結する日までの間とする。

#### 5 手続等

甲府市ホームページにて、甲府市立図書館電子書籍貸出システム調達・運用業務プロポーザル実施要領等を参照のうえ、適宜ダウンロード

すること。

## 6 主催及び事務局

(1) 主催 甲府市教育委員会

(2) 事務局 甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 図書館

山梨県甲府市城東1丁目12番33号 甲府市立図書館

電話：055-235-1427

E-mail：kyotosho@city.kofu.lg.jp